

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和8年3月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	専決処分の承認を求めることについて(匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について)	承 認
議案第2号	令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について	原案可決
議案第3号	令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について	原案可決
議案第4号	令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算(第1号)について	原案可決
議案第5号	匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第6号	匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第7号	匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和8年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和8年1月20日 開会

令和8年1月20日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和8年3月定例

匝瑳市横芝光町消防組合告示第13号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和8年3月定例会を下記のとおり招集する。

令和7年12月19日

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 宮内 康幸

記

- 1 日 時 令和8年1月20日（火）午前10時00分
- 2 場 所 横芝光消防署1階大会議室

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和8年3月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	2
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣言	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
出席説明員の承認	3
報告第1号及び議案第1号―議案第7号の上程	4
組合長提案理由の説明	4
報告(第1号)の内容説明―質疑	6
議案(第1号)の内容説明―質疑	8
議案(第2号―第3号)の内容説明―質疑	12
議案(第4号)の内容説明―質疑	24
議案(第5号)の内容説明―質疑	28
議案(第6号)の内容説明―質疑	30
議案(第7号)の内容説明―質疑	30
一般質問	31
議案(第1号―第7号)に対する討論	35
議案(第1号―第7号)の採決	36
閉会の宣言	37
署名議員	39

令和8年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和8年3月定例会議事日程

1月20日（火曜日）午前10時36分開会

- 1 開会の宣言
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 報告（第1号）・議案（第1号－第7号）の上程
 - 報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
 - 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について）
 - 議案第2号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について
 - 議案第3号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について
 - 議案第4号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について
 - 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - 議案第7号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 組合長提案理由の説明
- 6 報告（第1号）の内容説明－質疑
- 7 議案（第1号）の内容説明－質疑
- 8 議案（第2号－第3号）の内容説明－質疑
- 9 議案（第4号）の内容説明－質疑
- 10 議案（第5号）の内容説明－質疑
- 11 議案（第6号）の内容説明－質疑
- 12 議案（第7号）の内容説明－質疑
- 13 一般質問
- 14 議案（第1号－第7号）に対する討論
- 15 議案（第1号－第7号）の採決

16 閉会の宣言

出席議員（10名）

議長	石田勝一君	2番	山崎等君
3番	椎名勝英君	4番	近藤魁人君
5番	大木進一君	6番	大関昌宏君
7番	秋鹿幹夫君	8番	小倉弘業君
9番	市原成一君	10番	川島光男君

事務局職員出席者

副主幹	畠山重勝	主査補	鈴木健太
副主査	佐藤祐輔		

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組合長	宮内康幸君	副組合長	佐藤晴彦君
会計管理者	布施美代子君		

消防組合

消防長	大木利貞君	次長	坂田英明君
匝瑳消防署長	北田忠君	総務課長	鈴木隆一君
横芝光消防署長	石毛光二君	予防課長	伊藤登君

△開会の宣言（午前10時36分）

○議長（石田勝一君） 本日、ただいまの出席議員数は、「10名」であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、匠瑳市横芝光町消防組合議会令和8年3月定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

△会期の決定

○議長（石田勝一君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、1日限りといたしたいと思いますがこれに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君） 日程第2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第79条の規定により議長において、6番議員大関昌宏君、9番議員市原成一君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

6番議員 大関昌宏君

9番議員 市原成一君

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君） 次に、本定例会に地方自治法第121条第1項の規定による出席者は、御手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

△報告（第1号）・議案（第1号—第7号）の上程

○議長（石田勝一君） 日程第3、日程に従いまして、報告第1号及び議案第1号から議案第7号までを一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第4、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。
宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 皆様、全員協議会に引き続きまして、御協力いただきありがとうございます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和8年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にも関わらず、御参集を賜り、心より感謝申し上げます。次第でございます。

また、日頃より当消防組合の運営につきまして、格別なる御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提案いたします案件は、報告1件、議案7件でございます。提案理由を申し上げる前に、所感を述べさせていただきます。

始めに、昨年の当消防組合の災害出動件数につきましては、火災出動57件、救急出動3,348件、救助出動41件、その他の災害が639件でありました。火災出動にあつては、前年と比較しますと、13件増加し、過去10年間のうち、最も多い件数となりました。

救急出動件数につきましては、3,348件の出動があり、前年と比較しますと同件数でありましたが、1日当たり、平均約9件の出動となっており、依然として高い水準を示しております。

さて、昨年は、全国的に記録的な猛暑、台風、さらには地震など、さまざまな自然災害が相

次いだ1年となりました。特に12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする最大震度6強の地震では、2022年12月の制度運用後初となる、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、北海道から千葉県の7道県182市町村が対象地域となり、匝瑳市及び横芝光町においても対象の地域に指定されたところです。

今後も職員が一丸となって管内住民の皆様の安全・安心を確保してまいりますので、引き続き議員各位の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、当消防組合では、消防体制の充実強化、消防行政サービスの向上を主眼といたしまして、令和8年度の重点目標を次の3点といたしました。

1点目といたしまして、消防庁舎建替整備の推進を図ってまいります。

2点目といたしまして、災害対応体制の強化を図ってまいります。

3点目といたしまして、安全管理体制の強化を図ってまいります。

以上3点を重点目標として定め、消防業務に努めてまいります。

それでは、ただいまから提案理由を申し上げます。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

本件は、救急出動中における救急自動車による交通事故について、地方自治法第292条の規定により準用する同法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会の報告するものであります。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について）

本案は、火災予防条例（例）の一部改正に伴い、火災に関する警報の発令中における火の使用の制限、林野火災の予防に関する事項の創設等、所要の条文の整備をするに当たり、議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、令和7年12月19日に専決処分をしたので、同条第3項の規定により、これを議会の報告し、承認を求めため提案いたしました次第であります。

議案第2号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

本案は、令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ、14億8,251万9,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第3号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第4号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について

本案は、歳入歳出それぞれ、1,824万2,000円を追加し、令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ、16億9,551万7,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、一般職職員の給与を改定するため、関係条例を改正いたしたく提案いたしました次第であります。

議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、職員の減給の効果を改正いたしたく提案いたしました次第であります。

議案第7号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に係る基準の追加等、所要の条文の整備をいたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御可決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

△報告（第1号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 日程第5、これより、質疑に入ります。

報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）を議題といたします。

報告の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、報告第1号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）について、御説明いたします。

本件は、令和7年8月8日午前10時32分頃、匝瑳消防署配備の救急自動車が、匝瑳市八日

市場ホ 3374 番地先路上におきまして、出勤途上に、当該救急自動車を右折させようとしたところ、停車していた相手方自動車に接触したことによる物損事故及び人身事故でございまして、それらの事故に関し損害賠償額の決定及びこれに伴う和解について、物損事故につきましては、令和 7 年 11 月 12 日付けで、人身事故につきましては、令和 7 年 12 月 16 日付けで専決処分をいたしましたので、これを報告するものであります。

事故の状況について御説明いたします。

本件は、国道 296 号入口交差点を北へ進行した旧国道との交差点において、当該交差点を救急自動車が時速 5 キロメートル程で右折しようとしたところ、当該交差点に停車していた相手方自動車のフロントバンパー右側に、当該救急車の右側面中央の一部が接触してしまい、当該フロントバンパー右側の一部を損傷させてしまったものであります。

なお、当該救急自動車につきましては、接触箇所当該フロントバンパーの塗装が付着した程度でございまして、帰署後、職員が研磨剤等で処置をいたしましたので、結果として損傷はございませんでした。

また、本件の人身事故に伴う損害賠償につきましては、当日の物損事故後に相手方運転者様が医療機関を受診され、その後も通院の必要があったことに伴う人身損害の賠償であります。

以上が事故の状況であります。

事故の過失割合はいずれも消防組合の過失が 100%でございまして、物損事故につきましては相手方車両の修理費用として損害賠償額 5 万 600 円を、人身事故につきましては交通事故証明書代、通院交通費、傷害慰謝料として損害賠償額 14 万 816 円をそれぞれ和解の相手方へ支払うことでそれぞれ示談が成立いたしております。

なお、損害賠償額につきましては、全額、自動車損害共済にて支払っております。

以上で報告第 1 号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 報告の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

山崎等君。

◆ 2 番議員（山崎等君） 誰しものが起こそうとして、起こすことはないと思います。これは 1・2 の両方で、右折する時に、1 及び 2 の接触事故を起こしているというかたちなんですけれども、同じ運転手さんではないですよ。これは物損ということで、お金で処理は出来ていると、

保険の対応で。私が1番危惧しているのは、出動途上の事故というのは、その事故において、そのまま救急車が当て逃げじゃないけども、救命の方に行ってしまうわけではないんでしょうけれども、そういった時というのは、1件目も2件目も同じですよ。出動途上ですから。要救助者の対応というのは、この事故をやった場合、どうなんですか。

○議長（石田勝一君） 北田匠瑛消防署長。

◎北田匠瑛消防署長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。基本的には、負傷を確認した場合においては、隊員1名を現場に置いていくのが基本ですが、場合によっては、無理なところもありますので、消防本部に連絡をかけて、単隊を現場に向かわせるというような形で行っております。以上です。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） よくテレビでね、救急搬送中ですか、向かう途中に、大きな事故を起こしてしまって、それがニュース等で見受けられます。今後ともですね、注意は当然されていると思いますので、その辺の注意をよろしくお願ひしたいと思います。

これは、消防署に限らずですね、うちでいえば役所の車も毎回の度ですね、すごい数が出てきているんですよ最近、今年度ですね。そういうことがありましてですね、珍しいなと思ひましてですね、今までは、救急車が救命に行つて、溝板にはまったとか、潜つたですとか、そういうのが多かつたんですけども、今回は、車両及び人身に伴う事故ということで、そこら辺が気になりましたので、消防長、各現場に御指導をお願いします。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって報告第1号の質疑を打ち切ります。

△議案（第1号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について）議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

伊藤予防課長。

○議長（石田勝一君） 伊藤予防課長。

◎伊藤予防課長 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について）御説明いたします。

本案は、令和7年2月26日に発生した岩手県大船渡市の林野火災を受けて、総務省消防庁から林野火災注意報、林野火災警報の的確な発令等によって、林野火災予防の実効性を高めることが必要であると示されたことを踏まえ、本組合においても林野火災予防の実効性を高めるため、火災予防条例を改正する必要性が生じたことから、令和7年12月19日付け専決処分により制定いたしました、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、承認を求めるものでございます。

本改正条例の主な改正内容について御説明いたします。

まず、林野火災注意報についてですが、新たに第29条の8を追加いたしまして、第1項において、組合長は気象の状況が林野火災の予防上注意を要すると認めるときは、林野火災に関する注意報、すなわち林野火災注意報を発令することができるとしております。

なお、林野火災注意報が発令できる気象状況につきましては、1月から5月の間において、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき。または、前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下かつ乾燥注意報が発令されたときのいずれかに該当する場合としております。

また、第2項では、林野火災注意報が発せられたときは、注意報が解除されるまでの間、組合管内の区域内に在る者は、山林、原野等において、火入れをしない、屋外において、たき火をしないなどの火の使用の制限に従うよう努めなければならないとしております。

更に、第3項では、組合長は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の努力義務の対象となる区域を指定することができるとしております。

次に、林野火災警報についてですが、新たに第29条の9を追加いたしまして、組合長は、林野火災の予防を目的として火災に関する警報、すなわち林野火災警報を発したときは、林野火

災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるとしております。

なお、林野火災注意報が発令できる気象状況につきましては、1月から5月の間において、林野火災注意報の発令基準のいずれかに該当し、かつ、強風注意報が発令された場合としております。

その他の改正といたしましては、一般的な住宅等で使用される火を取り扱う設備や器具の変化等を踏まえ、火災に関する警報の発令中に、屋内で裸火を使用するときの制限事項を削除いたしました。

また、消防長に届け出なければならない火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為に、たき火が含まれることを明記するとともに、当該行為をしようとする者の届出について、届出の対象となる期間及び区域を消防長又は消防署長が指定することができることといたしました。

以上が本改正条例の主な改正内容でございます。

なお、本改正条例につきましては、令和8年1月1日から施行しておりますことを申し添えます。

以上で議案第1号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 今月からですね、常備消防の皆様の広報活動、非常に御苦労様でございます。ちょうど去年ですかね、団長さんもいらっしゃいますけれども、1週間で匝瑳市3回、山火事が発生して、消防団も悲鳴をあげていたわけですがけれども、今年は、この条例が出たおかげで、非常に枕を高くして寝ていられ、非常に良いことかなと思っております。この注意報と警報とあります。これは消防組合議会ですから、注意報と警報が出たときの常備消防における職員の体制というのは、どうなっているのでしょうか。お伺いします。

○議長（石田勝一君） 伊藤予防課長。

◎伊藤予防課長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。林野火災注意報、林野火災警報発令時の措置でございますが、警防規程に定められておりまして、関係機関に対する協力要請、機械器具の点検、増強、広報及び警戒、その他必要と認めた措置と、原則的に同じ措置となります。なお、災害発生状況に応じて、人員の確保に努めてまいります。以上となります。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 了解いたしました。それですね、火災に関する案件でございますが、私も消防団10何年やっております、現場に、我々には火災指令というようなメールが入ってきます。第1出動、第2はほとんどないですけれども。その出動において、出動していきます。現場において消火作業が発生している中で、よく警察に言われるのが、これは水をかけて非火災なのかと、扱いが火災にあらずと。そういうのが、千葉の共同指令室から入ってくるわけですけれども。その判断は、現場でしているわけですよね、当然。その基準というのは、どこで火災にあらず、非火災にしているのかと。これは、火災報知機の誤作動の出動においても消防団も出ていくわけです。その中で、それは、非火災は分かります。ただし、現場で水をかけておきながら火災にあらずといった判断は、いかにして判断されているのかなと、これは、警察の方から聞いてくれと言われたもので、この場を借りてすみません、よろしく申し上げます。

○議長（石田勝一君） 伊藤予防課長。

◎伊藤予防課長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。火災にありましては、火災の定義がございまして、人の意図に反して延焼拡大という部分があります。現場の判断といたしましては、そこを判断基準に非火災、当消防組合におきましては、災害の危険排除とされているところであります。以上です。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） ありがとうございます。これですね、現場で説明できます。現場の刑事さんは挙げたくてしょうがなく、何でこれが非火災なのかと、結構言われるのですけ

れども、分かりました。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第1号の質疑を打ち切ります。

△議案（第2号―第3号）の内容説明―質疑

○議長（石田勝一君）

議案第2号及び議案第3号は、関連性がございますので、一括議題として質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議ないものと認め、議案第2号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について及び議案第3号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてを一括議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

大木消防長。

◎大木消防長 議案第2号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について御説明いたします。御手元の議案第2号予算書の1ページをお開きください。

令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億8,251万9,000円と定める。

第2項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間

及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

令和8年1月20日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 宮内 康幸

次に2ページから3ページには歳入歳出予算が款項ごとに集計されており、4ページには債務負担行為及び地方債について記載されております。

それでは、5ページ以降の予算説明書を用いて、御説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、初めに、歳入につきまして、御説明いたします。

1款分担金及び負担金は、本年度予算額13億9,418万6,000円、前年度予算額と比較しまして、4,177万7,000円の増額でございます。

2款使用料及び手数料は、本年度予算額40万1,000円で、前年度と同額でございます。

3款国庫支出金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

4款県支出金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

5款繰越金は、本年度予算額100万円で、前年度と同額でございます。

6款諸収入は、本年度予算額912万6,000円で、前年度予算額と比較しまして、826万6,000円の増額でございます。

7款組合債は、本年度予算額7,780万円で、前年度予算額と比較しまして、2億4,480万円の減額でございます。

8款財産収入は、本年度予算額2,000円で、前年度と同額でございます。

9款寄付金は、本年度予算額2,000円で、前年度予算額と比較しまして、1,000円の増額でございます。

以上、歳入合計は、本年度予算額14億8,251万9,000円で、前年度予算額と比較しまして、1億9,475万6,000円の減額となります。

次に、歳出について、御説明いたします。

7ページを御覧ください。

1款議会費は、本年度予算額13万3,000円で、前年度と同額でございます。

2款総務費は、本年度予算額8万3,000円で、前年度と同額でございます。

3款消防費は、本年度予算額13億9,751万1,000円で、前年度予算額と比較しまして、2億4,579万7,000円の減額でございます。

4款公債費は、本年度予算額7,979万2,000円で、前年度予算額と比較しまして5,104万1,000円の増額でございます。

5款予備費は、本年度予算額500万円で、前年度と同額でございます。

以上、歳出合計は、本年度予算額14億8,251万9,000円で、前年度予算額と比較しまして、1億9,475万6,000円の減額となります。

8ページをお開きください。

歳入につきまして、御説明いたします。

1款1項1目分担金は、本年度予算額13億9,418万6,000円で、前年度予算額と比較しまして、4,177万7,000円の増額となります。分担金の内訳につきましては、一般分担金として、匝瑳市7億6,066万円で、前年度予算額と比較しまして、267万8,000円の増額、横芝光町は4億8,877万4,000円で、前年度予算額と比較しまして、1,442万円の増額、特別分担金として、匝瑳市8,822万5,000円で、前年度予算額と比較しまして、1,288万2,000円の減額、横芝光町5,652万7,000円で、前年度予算額と比較しまして、3,756万1,000円の増額となっております。

なお、匝瑳市の特別分担金の減額につきましては、消防本部・匝瑳消防署建設事業費が減額したため、また、横芝光町の特別分担金の増額につきましては、令和4年度に起債しました横芝光消防署庁舎建設事業に係る元金償還が開始されるものです。

2款1項1目使用料は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額です。

2款2項1目手数料は、本年度予算額40万円で、前年度と同額です。

3款1項1目国庫補助金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額です。

4款1項1目県補助金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額です。

5款1項1目繰越金は、本年度予算額100万円で、前年度と同額です。

6款1項1目組合預金利子は、本年度予算額1万円で、前年度と同額です。

9ページを御覧ください。

6款2項1目雑入は、本年度予算額911万6,000円で、前年度予算額と比較しまして、826万6,000円の増額となっております。増額理由につきましては、消防救急無線再整備事業に係

る千葉県市町村振興協会助成金を見込んでいるものでございます。

7款1項1目消防債は、本年度予算額7,780万円で、前年度予算額と比較しまして、2億4,480万円の減額となっており、本年度予算額の事業内訳につきましては、ちば消防共同指令センター指令システム更新事業、野栄分署庁舎大規模改修工事事業、消防救急無線再整備事業、防災無線整備事業に伴う共同整備事業でございます。

8款1項1目動産売払収入、2目物品売払収入ともに、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

9款1項1目一般寄付金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

9款1項2目指定寄付金は、本年度予算額1,000円で皆増となります。なお、2目指定寄付金につきましては、新設したものでございます。

次に、歳出について、御説明いたします。

10ページをお開きください。

1款1項1目議会費は、本年度予算額13万3,000円で、前年度と同額です。

2款1項1目一般管理費は、本年度予算額5万3,000円で、前年度と同額です。

2款2項1目監査委員費は、本年度予算額3万円で、前年度と同額です。

3款1項1目常備消防費は、本年度予算額12億3,297万5,000円で、前年度予算額と比較しまして、6,516万3,000円の減額でございます。

内訳につきまして、御説明いたします。

1節報酬5万4,000円、2節給料4億6,437万7,000円で、前年度予算額と比較しまして、741万8,000円の増額でございます。

3節職員手当等3億6,404万3,000円で、前年度予算額と比較しまして、2,542万4,000円の増額となっております。主な増額理由につきましては、昇給及び地域手当の改正を見込んだことによる増額となります。

11ページを御覧ください。

4節共済費2億2,291万2,000円で、前年度予算額と比較しまして1,042万4,000円の増額となっております。主な増額理由としましては、職員共済組合一般負担金の増額によるものです。

7節報償費11万円、8節旅費134万8,000円、9節交際費12万円、10節需用費6,045万9,000円で、前年度予算額と比較しまして、1,605万9,000円の増額となります。

主な内訳につきましては、消耗品費として、1,814万1,000円の増額で、主に防火衣の更新によるもの、燃料費40万9,000円の減額、食糧費は前年度と同額、印刷製本費は20万5,000

円の減額、光熱水費は26万2,000円の増額、修繕費は173万円の減額となっており、これは、消防車両等の車検台数によるものでございます。

11 節 役務費 1,150万3,000円で、前年度予算額と比較しまして、17万円の減額となっております。

なお、新規にドローン関係で映像伝送サービス利用料、情報セキュリティの向上を目的とした電子ファイル転送サービス利用料を計上しておりますが、主にちば消防共同指令センターの指令システム更新に伴い、AVM専用回線がFOMA回線からLTE回線に変更になったことにより、当該通信料が減額するとともに、予防課で導入を検討しておりました電子申請に関し、インターネット回線により、当該電子申請の利用が可能となる見通しとなったことに伴い、LGWAN回線への接続が不要となり、減額となっております。

次に、12ページをお開きください。

12 節 委託料 1,226万2,000円で、前年度予算額と比較しまして、74万5,000円の減額となっております。

なお、新規にマイナ保険証を活用したマイナ救急の運用開始に伴い、マイナ救急運用保守委託料を計上しておりますが、主に、役務費と同様に予防課で導入を検討しておりました電子申請に関し、LGWAN回線への接続が不要となったことにより減額となりました。

13ページを御覧ください。

13 節 使用料及び賃借料 2,587万7,000円で、前年度予算額と比較しまして、340万3,000円の増額となっております。主な増額理由といたしましては、令和7年9月から運用が開始されております新ネットワークシステムが本年度より通年運用となることに伴う、借上料の増額、勤怠管理システム、消防支援情報システム更新に伴う、当該システム借上料の増額などによるものです。

次に、14ページをお開きください。

17 節 備品購入費 623万2,000円で、前年度予算額と比較しまして、6,174万3,000円の減額となっております。

購入備品の内容について、御説明いたします。

はじめに、警防関係備品として、消防用ホース50ミリ26本、これは、消火活動による損傷や耐用年数などにより購入するものです。

エアータント用冷暖房装置、これは、緊急消防援助隊派遣時など、職員の健康管理上の安全確保を目的に購入するものです。

次に、救助関係備品としまして、空気ボンベ6本、これは、耐用年数の経過に伴う更新のため

め、購入するものです。

潜水士装備一式、これは、令和8年度に潜水士1名を養成したく購入するものです。これにより当組合では、潜水士7名体制となります。水難救助用ウェットスーツ、ブーツですが、経年の使用により、劣化していることから、購入するものです。

フルハーネス、ランヤードですが、高所活動する際に、墜落制止用器具の使用が労働安全衛生法で定められていることから増強をするものです。

最後に救急関係備品としまして、消防車両等に積載しておりますAED1器が、耐用年数を経過することから、購入するものです。

以上で備品関係の説明を終わります。

18節負担金補助及び交付金で、6,330万7,000円で前年度予算額と比較しまして、6,471万2,000円の減額となっています。

主な減額理由につきましては、ちば消防共同指令センター運営経費負担金や、令和6年度から令和8年度にかけて実施しております、ちば消防共同指令センター指令システム更新に係る負担金の額が減額となったことによるものです。

なお、新規計上となる千葉県消防局庁舎大規模改修工事負担金ですが、これは、ちば消防共同指令センター設置部分に係る負担金となります。

また、令和7年度から令和9年度にかけて実施される消防救急無線再整備工事負担金（令和8年度分）を計上するとともに、同じく令和7年度から令和9年度にかけて実施される防災無線整備事業に伴う共同整備工事負担金（令和8年度分）を計上しております。

15ページを御覧ください。

26節公課費37万1,000円で、前年度予算額と比較しまして、56万円の減額となっております。これは、消防用自動車重量税となり、車検該当台数の関係で減額となったものでございます。

次に、2目消防施設費は、本年度予算額1億6,453万6,000円で、前年度予算額と比較しまして、1億8,063万4,000円の減額となっております。

内訳につきましては、御説明いたします。

11節役務費15万8,000円の皆増となります。これは、消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業における、土地収用法に基づく事業認定申請手数料であります。

12節委託料4,948万7,000円で、前年度予算額と比較いたしまして、8,207万円の減額となっております。本年度予算額につきましては、野栄分署庁舎大規模改修工事業として、工事監理業務委託料、電話設備移設業務委託料や消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業として実施

計業務委託料でございます。

13 節使用料及び賃借料 36 万 6,000 円の皆増となります。これは、消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業における建設用地の試掘に係る重機使用料でございます。

次に、16 ページをお開きください。

14 節工事請負費 5,752 万 2,000 円で、前年度予算額と比較いたしまして、1 億 5,190 万 6,000 円の減額となります。

本年度予算額につきましては、令和 7 年度、令和 8 年度にかけて実施している野栄分署庁舎大規模改修工事に係る令和 8 年度分の工事費となります。

16 節公有財産購入費 5,700 万 3,000 円の皆増となります。これは、消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業における建設用地購入費でございます。

4 款 1 項公債費につきましては元金、利子の合計で、本年度予算額 7,979 万 2,000 円で、前年度予算額と比較しまして、5,104 万 1,000 円の増額となります。内訳としまして、1 目元金は 7,050 万 9,000 円、2 目利子は 928 万 3,000 円を計上しております。

5 款 1 項 1 目予備費は、本年度予算額 500 万円で前年度と同額でございます。

以上が、令和 8 年度予算の一般会計予算のあらましです。

17 ページから 26 ページは、給与費明細書となります。職員数や給料、各種手当等を記載しております。時間の都合上、説明は省略させていただきます。

次に、地方債の見込み額について、御説明いたします。

27 ページを御覧ください。

地方債は、記載のとおり普通債でございます。前々年度末現在高は、7 億 5,355 万円、前年度末現在高見込額は、10 億 5,027 万 5,000 円となります。

当該年度中の起債見込額は、7,780 万円で、当該年度中の元金償還見込額は、7,050 万 9,000 円となり、当該年度末現在高見込額は、10 億 5,756 万 6,000 円となります。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

なお、消防本部・匝瑳消防署消防庁舎建替整備関係に係る事業費の詳細について、担当課長より説明申し上げます。

○議長（石田勝一君） 暫時休憩いたします。

△午前 11 時 32 分 休憩

△午前11時37分 再開

○議長（石田勝一君） 議事を再開いたします。伊藤予防課長。

◎伊藤予防課長 先ほどの林野火災注意報につきまして、答弁に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

林野火災注意報を発令できる気象状況と答弁いたしました。林野火災警報と訂正させていただきます。

再度、御説明させていただきます。

林野火災警報についてですが、新たに第29条の9を追加いたしまして、組合長は林野火災の予防を目的として、火災に関する警報、すなわち林野火災警報を発した時は、林野火災の発生の危険性を勘案して、火の使用の制限の対象となる区域を指定することができるとしております。

なお、林野火災警報が発令できる気象状況につきましては、1月から5月の間において、林野火災注意報の発令基準のいずれかに該当し、かつ強風注意報が発令された場合と訂正させていただきます。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 私の方から、消防本部・匝瑳消防署消防庁舎建替整備に係る令和8年度の予算額について、御説明させていただきます。

先ほど、全員協議会で使用いたしました、資料3を御用意いただけますでしょうか。こちらの資料の内、ナンバー1から4につきましては、令和7年度の事業ということで、執行額を計上しているものでございます。令和8年度の事業費につきましては、ナンバー5からナンバー8、こちらが令和8年度の事業費でございます。こちらにつきましては、概算ではなく、しっかりと業者から見積もりを徴収いたしまして、計上した経費でございます。

内容について、御説明させていただきます。まず、事業認定申請手数料につきましては、こちらは収用法の事業認定をする際に、申請手数料がかかるものでございまして、そちらに対する経費でございます。

実施設計の業務委託料でございますけれども、こちらは2年度にわたる事業でございます。

令和8年度分につきましては、先ほどの御説明のとおりでございます、こちら令和9年度にも及ぶ事業でございますので、こちらにつきましては、債務負担行為として設定させていただいております。実施設計の中には、工事に係る設計のほかに、解体に係る設計も含んだ費用となっております。

続きまして、建設用地の購入費でございますけれども、こちらにつきましては、算定方法といたしまして、今年度実施いたしました、建設用地の不動産鑑定評価を基に**算定**をしております。こちらは、今年度測量業務を実施しております、測量の結果、建設用地が若干増える可能性がございましたことから、予算額につきましては、若干ゆとりを持たせた金額を計上させていただきますいております。

続きまして、建設用地の試掘重機の使用料でございますけれども、こちらにつきましては、建設用地が埋蔵文化財の包蔵地に該当しておりますことから、建物の建設などを行う場合に、匝瑳市の教育委員会の方が文化財の有無を確認するために、試掘調査を行う必要がございます。そのために使用する重機の**借上料**という内容となっております。

補足いたしますけれども、こちらのナンバー9から14についての費用につきましては、令和9年度分に該当する、配水管布設工事、こちらにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、八咫水道企業団様の方から、お見積りをいただいております、**費用の方**を計上させていただきますいております。

ナンバー10から14の経費につきましては、こちらがこの度、概算ということで算定をした費用でございます、こちらは基本設計を担当している設計業者の方で、最近の類似の建物の平米単価を基に、費用の方を算定等しているものでございます。

なお、備品購入費につきましては、こちらの方で備品はどういったものが必要かを洗い出しまして、それに対して市場調査を設計業者さんの方でやっていただきまして、費用を**算出**しております。

14番の機器の移設費につきましては、こちらは現在、匝瑳消防署・消防本部に設置されている各種機器類に関する移設に係る費用でございます、主なものを御紹介いたしますと、ちば消防共同指令センター指令システム機器、千葉県防災行政無線設備、千葉県消防救急無線設備、それと消防本部で運用しております消防救急デジタル無線設備、構成市町における防災行政無線の遠隔制御器、気象観測装置、電話設備、ネットワークシステム、勤怠管理システム及び消防情報支援システム、こちらはサーバーでございます。それとインクジェット複合機等でございます、こちらにつきましては、消防本部の方で業者の方に見積もりを徴しまして、試算をしている状況でございます。ただ、こちらは、まだ確定した実施設計を行っておりませんので、

図面を見ながら正確に算定をしているものではございませんので、事業費としましては、今後、金額が変動してくることが予想されるものでございます。

以上で、補足説明を終了させていただきます。

○議長（石田勝一君） 大木消防長。

◎大木消防長 続きます。議案第3号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について御説明いたします。

それでは、別表1の分担金一覧表を御覧ください。常備消防費の総額14億8,251万9,000円の財源内訳及び両市町の分担金内訳を示しております。

分担金内訳のうち一般分担金算出方法につきましては、次の別表2に記載しております。人件費、その他の常備消防費、議会費にそれぞれ按分率を乗じたものの計から特定財源、一般財源を差し引いた金額が両市町における一般分担金となり、匝瑳市7億6,066万円、横芝光町4億8,877万4,000円と算出されます。按分率につきましては、別表4、5を御参照ください。

次に、別表3の1をお開きください。

別表3の1につきましては、横芝光消防署庁舎建設事業に係る特別分担金の算出表となっております。横芝光町4,267万5,000円の負担と算出しております。

なお、事業費の内訳につきましては、公債費でございます。

次のページをお開きください。

別表3の2につきましては、消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業に係る特別分担金の算出表となっております。匝瑳市8,822万5,000円、横芝光町1,385万2,000円の負担と算出しております。

なお、算出方法、事業費の内訳につきましては、備考欄に記載のとおりです。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） 議案第3号でよろしいでしょうか。議案第3号の中で、最後のページ

の中で、職員数の明細が書かれておりまして、その中で消防署の職員数 89 人、これは匝瑳、横芝光消防署と野栄分署が入っております。これの各署のですね、当直の人数を教えてくださいたいと思います。

○議長（石田勝一君） 暫時休憩いたします。

△午前 11 時 46 分 休憩

△午前 11 時 48 分 再開

○議長（石田勝一君） 議事を再開いたします。石毛横芝光消防署長。

◎石毛横芝光消防署長 ただいまの山崎議員の御質問に対してお答えいたします。匝瑳消防署、現在 38 名、署長を含み 38 名おりまして、署長を除くと片班 18 名と 19 名の勤務になります。野栄分署にあつては、22 名、片班 11 名ずつの計 22 名となります。横芝光消防署にあつては、署長を含み 29 名、現在 14 名ずつの 2 班で 28 名、署長を含み 29 名となります。以上です。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2 番議員（山崎等君） 怠慢ですね。これは現場管理において。やはりですね、災害時にですね、これは何人、何人と定まっているわけでしょうから。これは、きちっと引き締めてほしいと思います。職員が出てくる、出てこないは別としてね、文書上のね、定数が随時、頭に入っていないとね、これは問題ですよ。はっきり言って。今後はよろしくお願ひします。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

近藤魁人君。

◆4 番議員（近藤魁人君） 予算に関して反対することはないのですが、1 点だけ確認させてください。議案第 2 号の 16 ページ、消防本部・匝瑳消防署庁舎建設用地購入費についてなんです

が、こちらの財源について、一般財源がいくらで、特定財源がいくらかを教えてください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの近藤議員の御質問にお答えいたします。建設用地の購入費につきましては、現在のところ、構成市町における特別分担金により、購入を考えております。以上です。

○議長（石田勝一君） 近藤魁人君。

◆4番議員（近藤魁人君） ありがとうございます。全額、一般財源からということで間違いないでしょうか。その後に、両市町の分担金で割当てられるという認識で間違いないでしょうか。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの近藤議員の御質問にお答えいたします。現在のところ、お見込みのとおりでございます。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

椎名勝英君。

◆3番議員（椎名勝英君） 私からは1つお願いをしたいのですが、今、匝瑳市においては、貧窮財政ということで、かなり職員の方が財政的に難色して、経費の削減をしているところがあります。ですので、消防関係についても少しですね、予算の見直しなりをしていただいて、経費削減に努めていただきたいなど。これは、予算は今回通ると思いますけど、執行に当たってはですね、少しでも予算を見直しをしていただいて、執行していただきたいとお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いします。答弁は結構ですので。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第2号及び議案第3号の質疑を打ち切ります。

△議案（第4号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第4号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について

議案の内容説明を求めます。

坂田次長。

◎坂田次長 それでは、議案第4号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

御手元の議案第4号補正予算書の1ページをお開きください。

令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,824万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億9,551万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和8年1月20日提出

匝瑳市横芝光町消防組合
組合長 宮内 康幸

2ページをお開きください。

第1表歳入歳出予算補正のうち、歳入1款分担金及び負担金1項分担金につきましては、補正前の額13億5,240万9,000円、補正額は3,869万5,000円の減額で、補正後は13億1,371万4,000円となります。

4款県支出金1項県補助金は、補正前の額1,000円、補正額は493万円の増額で、補正後は493万1,000円となります。

5款繰越金1項繰越金は、補正前の額100万円、補正額は2,159万1,000円の増額で、補正後は2,259万1,000円となります。

6款諸収入2項雑入は、補正前の額85万円、補正額は511万6,000円の増額で、補正後は596万6,000円となります。

7款組合債1項組合債は、補正前の額3億2,260万円、補正額は330万円の増額で、補正後は3億2,590万円となります。

9款寄付金1項寄付金ですが、補正前の額1,000円、補正額2,200万円の増額で、補正後は2,200万1,000円となります。

以上、歳入合計は、補正前の額16億7,727万5,000円、補正額は1,824万2,000円の増額で、補正後は16億9,551万7,000円となります。

次に、歳出の3款消防費1項消防費は、補正前の額16億4,330万8,000円、補正額は1,824万2,000円の増額で、補正後は16億6,155万円となります。

以上、歳出合計は、補正前の額16億7,727万5,000円、補正額は1,824万2,000円の増額で、補正後は16億9,551万7,000円となります。

3ページを御覧ください。

第2表繰越明許費について御説明いたします。

3款消防費1項消防費につきましては、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰越して使用することができる経費として、高規格救急自動車整備事業を定めるものであります。

繰越理由につきましては、令和7年8月1日付けで匝瑳市在住の2名の方から、本組合に対し、高規格救急自動車更新費用の一部として、計2,200万円の御寄附を賜りましたことから、構成市町の御理解を得まして、令和9年度に更新を予定しておりました野栄救急1を、令和8年度に更新するため、本年度補正予算において当該事業に係る財源及び事業費を予算化するとともに、繰越明許費により、それらを翌年度に繰り越すものでございます。

4ページをお開きください。

第3表地方債補正について御説明いたします。

地方債の変更といたしまして、その限度額を3億2,260万円から3億2,590万円に増額するものでございます。増額理由につきましては、高規格救急自動車整備事業の財源といたしまして地方債1,910万円を見込んでおりますが、本年度の組合債借入額が、各種事業の執行に伴い、全体で1,580万円減額したことから、それを差し引いた330万円を増額するものでございます。

8ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書に基づき、歳入から御説明いたします。

1款分担金及び負担金1項分担金1目分担金は、補正額3,869万5,000円の減額で、補正後は13億1,371万4,000円となります。

内訳といたしまして、匝瑳市につきましては一般分担金において874万8,000円の減額、特別分担金において2,069万5,000円の減額、横芝光町につきましては一般分担金において602万3,000円の減額、特別分担金において322万9,000円の減額でございます。

一般分担金の減額理由につきましては、主に本年度導入を検討しておりました火災予防分野の各種手続における電子申請に関し、インターネット回線により当該電子申請の利用が可能となる見通しとなったことに伴い、LGWANへの接続が不要となったことから、当該接続に要する費用が不要となったため、また、野栄分署庁舎大規模改修工事に係る各種事業の執行に伴い当該事業費に残額が生じたためでございます。

特別分担金の減額理由につきましては、消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業に係る各種業務委託の執行に伴い、当該業務委託料に残額が生じたためでございます。

4款県支出金1項県補助金1目県補助金は、補正額493万円の増額で、補正後は493万1,000円となります。こちらは、高規格救急自動車整備事業の財源といたしまして、消防防災施設強化事業補助金493万円を見込んだことに伴う増額でございます。

5款繰越金1項繰越金1目繰越金は、補正額2,159万1,000円の増額で、補正後は2,259万1,000円となります。こちらは、令和6年度出納閉鎖時の残金を繰り越したものでございます。

6款諸収入2項雑入1目雑入は、補正額511万6,000円の増額で、補正後は596万6,000円となります。こちらは、消防救急無線再整備事業に対しまして、千葉県市町村振興協会から助成金の交付が決定したことに伴う増額でございます。

7款組合債1項組合債1目消防債は、補正額330万の増額で、補正後は3億2,590万円となります。こちらは、高規格救急自動車整備事業の財源といたしまして、組合債1,910万円を見込んでおりますが、本年度の組合債借入額が各種事業の執行に伴い、全体で1,580万円減額したことから、それを差し引いた330万円を増額するものでございます。

9款寄付金1項寄付金2目指定寄付金は、補正額2,200万円の増額で、補正後は2,200万

1,000 円となります。こちらは、高規格救急自動車更新費用の一部としていただいた指定寄付金 2,200 万円でございます。

9 ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

3 款消費費 1 項消費費 1 目常備消費費は、補正額 147 万 8,000 円の増額で、補正後は 12 億 9,961 万 6,000 円となります。

内訳といたしまして、2 節給料 256 万 3,000 円の減額、こちらは、令和 6 年度において退職者が 2 名増加したことに伴う減額でございます。

続きまして、3 節職員手当等 116 万 5,000 円の増額、こちらは、人事院勧告等に準じた給与改定に伴う増額でございます。

続きまして、4 節共済費 319 万円の増額、こちらも人事院勧告等に準じた給与改定等に伴う増額でございます。

続きまして、11 節役務費 198 万 3,000 円の増額、こちらは、本組合所有の公用車に設置されているテレビチューナー付きナビゲーションシステム等において、NHK 受信料の未払いがあったことが判明したため、当該未払額を NHK に支払う必要が生じたことに伴う増額でございます。

続きまして、12 節委託料 84 万 5,000 円の減額、こちらは、一般分担金の部分で御説明いたしましたとおり、L G W A N への接続が不要となったことに伴う減額でございます。

続きまして、13 節使用料及び賃借料 41 万 5,000 円の減額、こちらも、一般分担金の部分で御説明いたしましたとおり、L G W A N への接続が不要となったことに伴う減額でございます。

続きまして、18 節負担金補助及び交付金 103 万 7,000 円の減額、こちらは、千葉県において消防救急無線再整備工事に係る入札が執行されたことに伴う負担金の減額でございます。

1 項消費費 2 目消防施設費ですが、補正額 1,676 万 4,000 円の増額で、補正後は 3 億 6,193 万 4,000 円となります。

内訳といたしまして、12 節委託料 2,399 万円の減額、こちらは、主に消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業に係る各種業務委託の執行に伴う減額でございます。

続きまして 14 節工事請負費 515 万円の減額、こちらは、野栄分署庁舎大規模改修工事の執行に伴う減額でございます。

続きまして、17 節備品購入費 4,590 万 4,000 円の増額、こちらは、指定寄付金の収入に伴う高規格救急自動車整備事業費の計上等でございます。

なお、10 ページから 14 ページまでが補正予算給与費明細書となっております、人件費等

に係る補正前と補正後の比較などについて記載してございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

近藤魁人君。

◆4番議員（近藤魁人君） 9ページのテレビ受信料のところなんですけれども、こちら執行に当たり、再度、法律的なものと照らし合わせて、例えば、休憩中に調べさせていただいたんですけれども、ワンセグ、カーナビ、ワンセグ付きカーナビ、こちらの支払い義務が発生する法律、裁判の判決が2019年にあったようなんですね。それ以前は、本当に払う必要があるのかを含めて、NHKの担当だけではなく、法律に照らし合わせて、本当に支払う必要があるとなったときに、執行していただくようお願いしたいと思います。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの近藤議員の御質問にお答えいたします。執行に際しましては、再度、そちらを確認した上で、執行したいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第4号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第5号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匠瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匠瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

の制定について

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じ、職員の給与に関する条例及び会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。

主な改正内容につきましては、給料表の引上げ改定を行うとともに、宿日直手当の額の引上げ、期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げを行うものであります。

まず、給料表の引上げ改定につきましては、民間給与との格差を解消するため、一般職員の大卒初任給を1万2,000円、高卒初任給を1万2,200円引上げまして、初任給及び若年層に重点を置きつつ、中堅層以上についても引上げを行うものでございまして、暫定再任用職員及び会計年度任用職員についても適用されるものであります。

また、宿日直手当の引上げにつきましては、宿日直勤務を命じられた職員には、その勤務1回につき、4,700円を、宿日直勤務が組合長の定める日に退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、7,050円を超えない範囲内において支給するものといたします。

更に、期末・勤勉手当の年間支給月数の引上げにつきましては、民間の支給割合との均衡を図るため、一般職員、暫定再任用職員、会計年度任用職員ともに0.05月分引上げるものであります。

なお、給料表、宿日直手当の改定につきましては、令和7年4月1日に遡及して適用いたしまして、期末・勤勉手当の改定につきましては、本年度12月期の期末・勤勉手当に遡及して適用いたします。

以上で議案第5号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第5号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第6号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関す
る条例の一部を改正する条例の制定について
議案の内容説明を求めます。
鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に
関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、構成市町における職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の制定内容に準じ、職員
の減給の効果について改正するものであります。

改正内容につきましては、職員の減給の効果をその発令の日に受ける給料の月額及びこれに
対する地域手当の月額の合計額とするものであります。

以上で、議案第6号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第6号の質疑を打ち切りま
す。

△議案（第7号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第7号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条

例の制定について

議案の内容説明を求めます。

伊藤予防課長。

◎伊藤予防課長 議案第7号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、近年、屋外等のテントやバレル（木樽）にサウナストーブや電気ヒーターを設置する事例が全国で増加しており、従来のサウナ設備とは特性が異なることから、令和7年11月12日に「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」が公布され、令和8年3月31日に施行されることに伴い、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正するものであります。

改正の概要としましては、従来のサウナ設備を一般サウナ設備に名称を改め、火を使用する設備として新たに簡易サウナ設備（テント型サウナまたはバレルサウナ）を加え、その位置、構造及び管理に関する基準を定めるものであります。

また、近年の大規模地震におきましては、電気に起因する火災が多く発生しており、地震発生時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進することが必要であることから、組合が、住宅における火災の予防を推進するため、実施に努めなければならない施策に、感震ブレーカーの普及の促進を加えるものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第7号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

△一般質問

○議長（石田勝一君） 日程第6、これより一般質問を行います。

本定例会の一般質問は、発言通告のあった1名の方といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。

この際申し上げます。一般質問については、重複する事項は避け、円滑に議事の終了することができるよう、御協力をお願いいたします。

また、執行部の答弁も直截簡明に行うよう要望いたします。

なお、一般質問の発言時間については、答弁時間を含めて、妥当な時間内にいたしたいと思っておりますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従い質問を許します。椎名勝英君の質問を許します。

椎名勝英君。

◆3番議員（椎名勝英君） よろしく願いいたします。一問一答でやりたいと思っておりますので、よろしく願いします。

ある人からですね、私のところに、匝瑳市横芝光町消防組合の再任用職員、定年延長も含めて61歳以上になってると思うのですが、勤務状況はどうなってるのか聞かれたのです。それについて、お調べをしていただきたいと、一問一答でやりたいと思っております。

まず、再任用職員は、現在何名勤務されていますでしょうか。教えてください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの椎名議員の御質問にお答えいたします。再任用職員、暫定再任用職員と呼んでおりますけれども、そちらの職員と役職定年を迎えた職員の在職人数に対する御質問でございますけれども、現在、本組合には暫定再任用短時間勤務職員が1名、役職定年を迎えた職員が1名在職している状況でございます。以上です。

○議長（石田勝一君） 椎名勝英君。

◆3番議員（椎名勝英君） ありがとうございます。この2名なのですが、現在の勤務部署はどこに配置されているのか、教えてください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの椎名議員の御質問にお答えいたします。暫定再任用職員、役職定年を迎えた職員の配置部署に関する御質問ですが、暫定再任用短時間勤務職員につきましては消防本部警防課に配置をいたしておりまして、役職定年を迎えた職員につきましては消防本部警防課指令班に配置をいたしております。以上です。

○議長（石田勝一君） 椎名勝英君。

◆3番議員（椎名勝英君） ありがとうございます。この再任用職員は、職員定数に含まれておりますか。それとですね、何歳まで勤務ができるのか教えてください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの椎名議員の御質問にお答えいたします。暫定再任用職員、役職定年を迎えた職員が定数条例の対象となるのか、また、何年勤務ができるのかという御質問でございますけれども、まず、定数条例の関係ですが、常勤の暫定再任用職員は定数条例の対象となりますが、暫定再任用短時間勤務職員につきましては、定数条例の対象となりません。また、役職定年を迎えた職員につきましては、定数条例の対象となります。

次に、在職期限の関係でございますけれども、暫定再任用職員につきましては、65歳に達する年度の末日まで勤務が可能でございます。役職定年を迎えた職員につきましては、現在、定年年齢の引上げが段階的に行われている状況でございます。令和8年度までが62歳まで、令和10年度までが63歳まで、令和12年度までが64歳まで、令和13年度からは65歳まで勤務することが可能でございます。以上です。

○議長（石田勝一君） 椎名勝英君。

◆3番議員（椎名勝英君） ありがとうございます。再任用職員もですね、消防隊や救急隊の任

務に当たるのか教えてください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの椎名議員の御質問にお答えいたします。暫定再任用職員、役職定年を迎えた職員も消防隊、救急隊等の任務に当たるのかという御質問でございますが、現在のところ暫定再任用短時間勤務職員、また、役職定年を迎えた職員は原則として、消防隊、救急隊等の任務に当たっていない状況でございます。その理由といたしましては、配置部署が兩名とも消防本部警防課となっているためでございます。しかしながら、今後、特に役職定年を迎えた職員が増えてくることが想定されます。その場合、当該職員が匝瑳消防署や横芝光消防署等に配置されることは想定されますので、その際は、当然、消防隊、救急隊等の任務に当たるものと想定されます。以上です。

○議長（石田勝一君） 椎名勝英君。

◆3番議員（椎名勝英君） ありがとうございます。再任用職員の採用見込み人数、年度ごとに、定年を迎えても再任用を受けないというような方もいるかと思うのですが、定年人数がどのくらいいるのか教えてください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの椎名議員の御質問にお答えいたします。これから退職を迎えていく職員につきまして、今後5年間につきまして、御説明させていただきます。令和8年度に2名、その後は、令和12年度に1名を予定している状況でございます。以上です。

○議長（石田勝一君） 椎名勝英君。

◆3番議員（椎名勝英君） ありがとうございます。職員の人事権は組合長にあると思いますが、指令業務や事務職の勤務だけではなく、消防隊や救急隊の現場に配置し、若い職員への指導をしていただきたいと思います。再任用職員の勤務部署は、職員の意見等をですね、なかなか職員から意見が出るということはないと思うのですが、参考にしていただきたいと思います。

います。ある、私のところに来た人は、指令なり事務職等のラインが敷かれてしまうのではないかというような、いわゆる辞めたら指令隊というか、現場に出ないところにラインが敷かれる可能性があるというようなところがあるみたいです。ですので、匝瑳消防署については、それではなくて、現場にも出て、そして、若い人たちも指導していただくというような人事配置がですね、私は必要ではないかと思しますので、その辺ですね、今後、人事配置について、お願いをしたいと思います。一言だけでも付け加えてありますか。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの椎名議員の御質問にお答えいたします。暫定再任用勤務職員と役職定年を迎える職員の勤務部署についての御意見ということで、こちら現在のところは、対象となる職員数が少ないため、主に本部の勤務としているところではございますが、今後、お見込みのとおりですね、特に役職定年を迎える職員につきましては、非常に増えてくることが想定されますので、議員おっしゃるとおり、職員間において不満が出ないように、しっかりと職員の意見を参考にしながら、それら職員の部署配置の方を考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（石田勝一君） 椎名勝英君。

◆3番議員（椎名勝英君） ありがとうございます。私の質問は以上なんですが、今、総務課長からも言われたとおりですね、是非、その辺も配慮していただいて、不平や不満が出ないような職場環境を作っていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。ありがとうございました。

○議長（石田勝一君） 椎名勝英君の一般質問を打ち切ります。

以上で、通告のあった質問はすべて終了いたしました。

これにて、一般質問を終結いたします。

△議案（第1号―第7号）に対する討論

○議長（石田勝一君） 日程第7、これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告がありません。よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

△議案（第1号―第7号）の採決

○議長（石田勝一君） 日程第8、これより、議案の採決をいたします。

○議長（石田勝一君） 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について）、本案について原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり承認されました。

○議長（石田勝一君） 議案第2号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第3号 令和8年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第4号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第

1号) について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例及び匝瑳市横芝光町消防組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第6号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第7号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

△閉会の宣言

○議長（石田勝一君） 本定例会に付議された事件は、全て議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和8年3月定例会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和8年3月定例会を閉会いたします。

△午前12時33分 閉会

署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 8 年 3 月 1 8 日

議長 石田 勝一

議員 市原 成一

議員 大関 昌宏